

教 育 委 員 会 3 月 定 例 会 会 議 録

会議名 教育委員会 3 月定例会

開催日時 平成28年 3 月23日（水）午後 1 時30分～午後 2 時42分

開催場所 本庁 第一会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、藏守学校教育
教育部次長、澤井社会教育部次長兼社会教育課長、辻社会教育部次長兼文
化スポーツ振興課長、妹尾教育総務課長、入江施設給食課長、田井学務課
長、楠教育指導課長、多田教育研修センター所長、尾崎中央図書館長、青
木地域教育振興課長、山口社会教育課課長、赤堀文化スポーツ振興課課長、
高宮教育総務課係長、竹中教育総務課副係長、永森（教育総務課担当）

○村田委員長

ただ今から 3 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 9 件でございます。

本日の署名委員は、玉井委員にお願いします。

まず、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○妹尾教育総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書でございます。

議案第 7 号の別冊資料、議案第 8 号及び議案第12号関係の資料ということで、それ
ぞれ別冊の資料を付けさせていただいております。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ、2 ページ、2 月・3 月教育委員会一般事務報告につい
てお伺いいたします。

報告事項はありますでしょうか。

○妹尾教育総務課長

行事関係の報告でございますが、3 月16日に懇話会を行いました。

また、3 月 7 日及び 8 日に市議会本会議で代表質問が行われました。なお、2 月の
教育委員会定例会におきまして、原案どおり議決をいただきました市長からの意見聴
取についての内容につきましては、全て 3 月市議会定例会におきまして可決されまし
たことを併せて御報告させていただきます。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告申し上げます。

2月16日から3月16日までの教育委員会の後援の状況でございますが、全体で9件ございました。そのうち、新規の後援は3件となっております。1件目は、高齢者の健康の向上を目的とした講演会でございます。2件目は、音楽の魅力を広めることを目的とした吹奏楽の演奏会でございます。3件目は、市内のバレーボールチームによる、日頃の練習の成果や交流を深めることを目的としたバレーボール大会でございます。その他、継続の後援が6件となっております。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに報告事項をお願いします。

○楠教育指導課長

3月11日に中学校、17日に小学校の卒業証書授与式には、村田委員長を始め委員の皆様、部課長様には御出席賜り誠にありがとうございました。

卒業式の状況でございますが、国旗掲揚、国歌斉唱につきまして、全ての学校で遺漏なく実施できました。特に、国歌斉唱につきましては歌唱指導の成果から児童生徒の歌声は年々しっかりとしたものになっており、教員と児童生徒が一体となった感動的な式であったとの報告も多くいただいております。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

○藤田教育委員

卒業式の感想を伝えさせていただきます。第二中学校の卒業式に出席させていただきました。厳粛な雰囲気の中、3年間の学びをそのときに披露できるような凛とした姿で臨んでいたように感じました。3年生の担任の先生が感極まって涙ぐまれたその姿を見て、生徒と先生が築き上げてきた強い絆を感じた涙であったように思いました。生徒たちもそれを見て涙する様子に、素晴らしい1年間を送られたんだなというふうに思いました。

小学校は南小学校に参加させていただきました。59名という少人数の卒業生でしたが、全員参加で卒業式を送れて良かったなと思いました。伝統、特色ある取組の太鼓の演奏をされ、緊張の中で子供たちが精いっぱい姿を出している姿に胸が熱くなりました。

2校とも、本当に感動を与えてもらいました。ありがとうございました。

○玉井教育委員

私は、神田小学校と第一中学校の卒業式に行っていました。

自分の卒業式以来初めて小学校と中学校の卒業式に出席するという貴重な経験だったんですけども、厳粛な雰囲気の中で涙ぐんでしまいそうになるくらい感動いたしました。

○岩根委員

私は、第八中学校に行っていました。中学校は中学校らしく、厳粛な雰囲気の中

中で行われてとてもよかったなと思います。

小学校については、年々感じることもありまして、保護者がビデオカメラで撮るのですけど、電子機器を通して我が子を見ているというのが気になります。自分の目で自分の子供とその仲間たちが卒業していくという感動の場面を何かを介して見るというようなことはこれからの課題というか、前から課題なんですけど、そういう保護者の方が年々増えているような気がしまして、それが少し残念に感じましたが、とてもいい式でした。

○高須教育長

私は第九中学校と啓明小学校に行きました。第九中学校は、整然と厳肅な感じで卒業証書を受取り、話を聞いたりというようなことができていましたので、寝屋川の卒業式も随分変わってきたなと思いました。

啓明小学校も同じく、きちんとできている状態でした。1人ずつが証書授与の前に自分の夢や目標を壇上で言うんですが、堂々と自分の夢を語っている姿が非常に印象的でとてもいい卒業式でした。

○村田委員長

私は、中学校は第五中学校、小学校は楠根小学校に行かせていただいたんですけども、第五中学校は、久しぶりにオーソドックスな式を経験させていただきました。音楽なんですけれども、蛍の光と仰げば尊しだったんですね。久しぶりに一緒に歌わせていただきました。

楠根小学校は、39人だけでしたが、一人一人に時間を掛けられてゆったりした式で、落ちついたいい式を見させていただきました。

ほかに質問等ございませんか。

○岩根委員

質問ですが、今年1年間中学校の英語村をコミセンでやられたんですけど、成果的にどうだったかというのと、次年度について中学校の英語というのはどういう展開をされるのか、もし計画があれば教えていただけたらと思います。

○多田教育研修センター所長

中学校英語村への参加は、現時点で昨年度を既に越えております。コミセンの近くの子供たちが来やすかったという状況が加味されていると考えています。内容につきましては、英検対策、プレゼンの練習等への参加が多かったです。そのような今年度人気の高かった、需要の高かったプログラムを次年度更に充実させ、子どもたちが興味あるプログラムを検討して、次年度につなげたいと考えております。

○岩根委員

ありがとうございました。

○村田委員長

ほかに、報告事項はございませんか。

それでは、3ページ、3月・4月、教育委員会の行事計画書についてお伺いします。

事務局から、何かございませんでしょうか。

○妹尾教育総務課長

4月5日に市町村教育委員会委員長・教育長会議が開催されます。

また、15日に教育委員懇話会を、26日には教育委員会4月定例会を予定してございます。教育委員の皆様におかれましては、御出席をよろしくお願いいたします。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに報告事項はありますでしょうか。

○楠教育指導課長

4月行事予定の報告をさせていただきます。

4月4日月曜日午後2時より、平成28年度校園長会を教育研修センターで開催いたします。村田委員長始め、委員の皆様、部課長様には御出席賜りますようお願いいたします。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに報告事項はありますでしょうか。

○澤井社会教育部次長兼社会教育課長

3月28日月曜日、平成27年度第4回社会教育委員会を開催予定でございます。内容につきましては、各所管に係る平成28年度事業計画について、各担当から行事の主要なものを説明の上、意見交換の予定でございます。

○村田委員長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、3月・4月教育委員会行事計画については、予定どおりよろしくをお願いいたします。

次に、4ページです。報告第8号、職員の分限処分についてを議題とします。

○妹尾教育総務課長

ただ今御上程いただきました報告第8号、職員の分限処分につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり、臨時に代理をいたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。

本職員は、平成28年3月4日まで病気休暇を取得しておりましたが、この度更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年3月5日から平成28年5月4日までの休職発令を行ったものでございます。

○村田委員長

ただ今の報告について、御意見、御質問はございますか。

ないようですので報告第8号、職員の分限処分についてを報告どおり承認すること

に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

本案は原案どおり議決いたします。

次に6ページです。6ページから、議決事項に移ります。

議案第7号、寝屋川市教育大綱実施計画の策定についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただ今御上程いただきました議案第7号、寝屋川市教育大綱実施計画の策定につきまして、御説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年11月に策定されました「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、寝屋川市教育大綱実施計画を策定し、戦略的かつ総合的に取組を推進していくため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

議案第7号、別冊資料をお開きください。1ページです。

事前に配付させていただいておりますので、内容の詳細説明は省略をさせていただきます。また、主な内容につきまして御説明させていただきます。

まず、今年度本市においては、法の規定に基づき市長と教育委員会で構成される寝屋川市総合教育会議におきまして協議・調整を経て、教育に関する総合的な施策の大綱を定めた寝屋川市教育大綱が策定されたところです。当実施計画につきましては、大綱の実現に向け、大綱における基本理念、基本方針を踏まえ、施策・事業を戦略的、総合的に推進していくため、策定するものでございます。

次に、計画期間でございますが、大綱の対象期間が平成27年度から平成30年度までとなっておりますことから、同様とするものでございます。

次に、実施計画におきます基本的な考え方としては、大綱における4つの基本方針を踏まえ、重点的に推進する取組として、教育大綱重点取組を新たに設定し、それを達成する手段としては、第五次総合計画におきます構成取組を位置付け、関連する計画との整合も意識した中で取組を進めるものとしております。

また、策定後は、教育に関する事務の点検・評価とも連動させ、適切に計画の進捗と評価を行い、進めてまいりたいと考えております。

次に、4ページです。下の表を御覧ください。

大綱の基本方針である「生きる力、学ぶ力を育む」の基、教育大綱重点取組として、小中一貫教育の推進、自ら学ぶ力の育成、特色ある就学前教育の推進が設定されており、それぞれを推進するために総合計画におけます構成取組を推進していくことが体系的に記載をされております。

次ページ以降は、その取組内容の詳細が記載されております。

残りの3つの方針につきましても、同様の記載としております。

○村田委員長

ただ今の件につきまして御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員

28ページの小中学校施設改修事業の中で、小中のトイレの洋式化整備ということで、引き続き実施、継続で27年、28年ですが、大規模改修の検討は28年度からです。これは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○入江施設給食課長

平成28年度末に、市で公共施設等総合管理計画が策定されますので、それと併せまして、大規模計画であるとか、学校施設の長寿命化計画がありまして、それに向けて進めるという内容になります。

○岩根委員

それは上の行に書いてあったので、それで何となく理解はできたのですが、洋式化の整備と大規模はどのように違うのですか。

○入江施設給食課長

トイレの洋式化につきましてはトイレの洋式化だけをするということです。

○岩根委員

和式を洋式に変えるということですね。

○入江施設給食課長

今後大規模につきましては、校舎全体の中にまだ和式が残っているトイレもそこに含めてという部分もありますし、全くトイレを触らない改修の方法もあるということでございます。

○岩根委員

トイレドアを回転式にするとか、そういうものを含めた大規模的な考えで、洋式化だけではないものは大規模というふうに理解したらよろしいですか。

○入江施設給食課長

大規模の中でトイレを触る場合は、ドアも洋式にする場合、スペースを広げないといけませんので、トイレブースのドアとか全部取替えということになると思います。

○岩根委員

はい、わかりました。

○村田委員長

ほかに御質問はございませんか。

○藤田委員

お願いになるのですが、13ページ、14ページの少人数教育推進事業と学力向上支援人材事業に関して、27年度、26年度と学力向上支援に関わらせていただきました。27年度は少人数教育推進事業、人材と学力向上支援人材のコラボの研修を何回か持っていて、とても良かったです。中学校区でお互いに研鑽されている姿が見られたので、学校間、そして寝屋川全体につながっていくような研修体制を行うことが、ま

たそれを学校に返せる良い機会になると思いますので、来年度の研修では、そのような計画も引き続きやっていただきたいと思います。

○田井学務課長

次年度につきましても、研修で人材の資質向上、児童生徒の学力向上に努めたいと思います。

○村田委員長

ほかに御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第7号、寝屋川市教育大綱実施計画の策定について、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

本案は原案どおり議決いたします。

次に7ページです。寝屋川市特定事業主行動計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただ今御上程いただきました議案第8号につきましては、次世代育成支援対策推進法第19条第1項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画（平成28年度～平成32年度）を策定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、寝屋川市特定事業主行動計画（平成27年度～平成31年度）に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく内容を新たに加えて改訂するためでございます。

それでは、計画の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

別冊資料の2ページを御覧ください。

計画期間としましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

計画の対象職員は、寝屋川市の全職員を対象にしており、府費負担教職員については、大阪府教育委員会が策定する特定事業主行動計画の例に倣って、次世代育成支援対策及び女性活躍推進施策を実施することとなっております。

計画の実施主体は、人事関係部課・管理職員・子育て中の職員・周りの職員・全職員に区分されており、それぞれの役割を定めております。

次に、計画の具体的な内容は、1から8項目ございまして、4ページを御覧ください。4ページ上に記載されております、1 子育て支援等に関する制度の周知等、同じく4ページ下に、2 妊娠中及び出産後における配慮等、次に5ページ中ほどに、3 男性の子育て目的の休暇等の取得促進、次に6ページ上に、4 育児休業等を取得しやすい環境の整備等、次に8ページ上に、5 女性職員の活躍推進に向けた取組、

次に12ページ上に、6 時間外勤務の縮減、次に14ページ上に、7 休暇の取得促進、次に16ページ上に、8 その他の次世代育成支援対策に関する事項となっており、それぞれの項目での記載内容等を推進していくものとなっております。

事前に配付をさせていただいておりますので、内容に関する詳細な説明は割愛させていただきますけれども、新たな計画では、全体的に現計画の現状値等を置きかえるとともに、女性職員の登用状況、並びに女性職員の活躍推進に向けた数値目標の設定を新たに行うものとなっております。

○村田委員長

ただ今の件につきまして御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員

数値目標という意味ですが、この数値目標の数値は28年度に出てくるのでしょうか。それとも、それらはもう決まっているのでしょうか。

○妹尾教育総務課長

数値目標につきましては、今回の行動計画の中でそれぞれの項目に必要な形で、数値目標として具体的数値がそれぞれ当てはまっておりますので、その数値目標に向けて取組を進めていくという内容となっております。

○岩根委員

わかりました。

○村田委員長

ほかに御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第8号、寝屋川市特定事業主行動計画（平成28年度～平成32年度）の策定についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

異議なしと認めます。

本案は原案どおり議決いたします。

次に、8 ページです。

議案第9号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただ今御上程いただきました議案第9号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。

提案の理由としましては、機構改革による課名の変更及び室の設置等に伴い、関係規則の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。内容につきましては、19ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条につきましては、部、室及び課の設置についてございまして、室の設置及び課名の変更を行うものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

第3条につきましては、職の設置についてございまして、室長の設置を行うものでございます。

次に、第4条につきましては、職務についてございまして、室長の設置に伴い、室長の職務を規定するものでございます。

次に、22ページを御覧ください。

第5条につきましては、分掌事務についてございまして、機構改革に伴い、分掌事務を改正するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。

附則についてでございますが、第1項及び第2項につきましては、施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置として、本規則に規定する次のページの表左欄に掲げます課の課長、課長代理、係長、主任、副係長、若しくは主査に命ぜられている者、又は同表左欄に掲げます課に勤務を命ぜられている者は、同表右欄に掲げます室若しくは課の課長、課長代理、係長、主任、副係長、若しくは主査に命ぜられ、又は同表右欄に掲げます室若しくは課に勤務を命ぜられたものとするものでございます。

次に、26ページを御覧ください。附則の第3項につきましては、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてございまして、根拠法令の条ずれに伴い、文言整理を行うものでございます。

次に、附則第4項及び27ページ、第5項につきましては、寝屋川市教育委員会公印規則の一部改正、及び寝屋川市社会教育委員会議規則の一部改正についてございまして、機構改革に伴い、課名の変更を行うものでございます。

次に、附則の第6項につきましては、寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正についてございまして、機構改革に伴い、室長の設置を行うものでございます。

次に、附則第7項につきましては、寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正についてございまして、「市民センター」の名称の変更及び、根拠法令の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

次に、附則第8項につきましては、寝屋川市就学援助規則の一部改正についてございまして、根拠法令の条ずれに伴い、文言整理を行うものでございます。

次に、附則第9項につきましては、寝屋川市文化財保護条例施行規則の一部改正についてございまして、機構改革に伴い、課名の変更を行うものでございます。

次に、附則第10項及び第11項につきましては、寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則の一部改正及び寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてございまして、根拠法令の改正に伴う文言整理を行うものでございます。

次に、附則第12項につきましては、寝屋川市文化振興会議規則の一部改正についてございまして、機構改革に伴い、課名の変更を行うものでございます。

次に、附則第13項から附則第15項につきましては、寝屋川市就学指導委員会規則の一部改正、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の一部改正、及び寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部改正についてございまして、機構改革に伴い、課名の変更を行うものでございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですのでお諮りします。

議案第9号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

本案は原案どおり議決いたします。

次に、31ページです。

議案第10号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

○妹尾教育総務課長

ただ今御上程いただきました議案第10号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程につきまして、御説明申し上げます。

本案につきましては、機構改革による課名の変更及び室の設置等に伴い、関係規程の改正が必要となったため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきまして、改正内容につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、34ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、寝屋川市教育委員会事務決裁規程についてございまして、第2条及び第3条につきましては、教育監及び部長の専決事項及び室長の専決事項についてございまして、室長の設置に伴う文言整理、及び室長の専決事項等を規定するものでございます。

次に、35ページを御覧ください。

第6条につきましては、合議についてございまして、課名の変更に伴い、文言整理を行うものでございます。

次に、36ページ、第7条から、37ページ、第9条につきましては、教育長不在のときの代決、部長又は教育監が不在のときの代決等及び室長が不在のときの代決等についてございまして、室長の設置に伴い、文言整理を行うものでございます。

続きまして、38ページを御覧ください。

寝屋川市教育委員会文書取扱規程についてでございまして、機構改革に伴い、別表の課名を変更するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を先ほど議決いただきました寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則の施行の日から施行するものでございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですのでお諮りします。

議案第10号、寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、39ページです。

議案第11号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○田井学務課長

ただ今、御上程いただきました議案第11号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、児童福祉法改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象を変更するためでございます。

それでは、議案書の朗読を省略させていただき、41ページの新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

下が現行規則で、上が改正案でございます。育児又は介護を行う職員についての特例について、現行では第4条2第2項として小学校に就学している子のある職員、当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎としていたものを、改正案では、第4条の2第2項で、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員、当該子の放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎と規定させていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は、平成28年4月1日から施行するものとしたしております。

○村田委員長

ただ今の説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第11号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、42ページです。

議案第12号、平成28年度学校園に対する指示事項についてを議題といたします。

○楠教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第12号、平成28年度学校園に対する指示事項について、別添のとおり、平成28年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市立各校園に本市教育委員会の指示事項を掲示するとともに、教育の充実を図るためでございます。

別冊平成28年度学校園に対する指示事項を御覧ください。

大阪府教育委員会の平成28年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の内容を踏まえ、今年度の指示事項から変更した箇所を波線で表記しております。追加、あるいは変更した部分についてのみ御説明させていただきます。11点ございます。

1点目でございます。5ページでございます。

教職員の意識改革・資質向上の部分の3行目からの波線の部分、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けハラスメント「0(ゼロ)に向けて」(平成27年7月)による啓発、研修及び相談体制の整備を図ることという内容を加えました。

2点目でございます。7ページでございます。

自ら学び考える力の育成のところの5行目の波線の部分でございます。インターネットコンテンツや塾講師による学習支援である「中学校休業日等学習支援事業」等をも活用し、個に応じた教育を一層推進することという内容を加えさせていただきました。

3点目でございます。8ページ3行目でございます。

特に中学校では、府立高校入試選抜制度の調査書の変更に伴い、目標に準拠した評価、絶対評価の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めることという内容を加えました。

4点目でございます。8ページ下の部分でございます。

英語教育の充実の部分のところの波線でございます。「大阪版英語学習DVD教材DREAM」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーション

を図ろうとする態度の育成に努めることという内容を加えさせていただきました。

5点目でございます。8ページの32行目の波線の部分です。

次の学習指導要領改訂に向けた、文部科学省の「英語教育改革実施計画」を踏まえ、中学校における「英語による英語の授業」や小学校の外国語活動に併せて、綴り字と音との関連に関する指導方法（フォニックス等）の研究等を進めることという内容を加えました。

続きまして、6点目、12ページ37行目の波線の部分でございます。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすることという内容を加えました。

続きまして、7点目でございます。13ページ19行目でございます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえという内容を加えました。

続きまして、8点目、13ページ40行目波線の部分でございます。

障害のある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、合理的配慮の観点を踏まえ、適切な情報を提供し、本人及び保護者の意向を最大限尊重した就学指導を行うこと。また、「ともに学び、ともに育つ」を基本にという内容を加えました。

続きまして、9点目でございます。14ページ37行目波線の部分でございます。

スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川スマホ・ネット五カ条」の家庭・地域への周知を図ることという内容を加えました。

続きまして、10点目でございます。15ページ15行目でございます。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、読み聞かせの機会や、児童生徒が読みたいと思う本と出合う機会の拡大に努め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校司書との連携を図り、発達段階に応じた読書環境の充実に努めることという内容を加えました。

最後、11点目でございます。16ページ3行目の波線の部分です。

体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動中の事故防止対策について、適切な対応がなされるよう指導の徹底を図ることという内容を加えました。

以上でございます。

なお、新旧対照表も添付しております。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第12号、平成28年度学校園に対する指示事項についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、43ページです。

議案第13号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○山口社会教育課課長

ただ今上程いただきました議案第13号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、留守家庭児童会保育料の住民税に係る減額規定において、未婚のひとり親について婚姻をしていた者とみなした場合に、寡婦（夫）控除を適用するため、また、減額規定において、生計を一にする世帯から2人以上の児童が入会している場合、減免申請書の提出を不要とするため、規則の一部を改正するものでございます。

条文の朗読を省略させていただきます、改正の内容について御説明を申し上げます。

46ページをお開きください。

本条例の第3条、保育料の減免に係る規定でございまして、第1項に1行を追加し、保育料の免除事由に婚姻をしていた者等をみなした場合について、規定するものでございます。それに伴い別表につきましても、交付の整備をするものでございます。

47ページでございます。

第4条は減免の申請及び決定についての規定でございまして、第2条の児童が入会している世帯における減額について、減免申請書の提出を不要とするため、ただし書きを加えるものでございます。なお、附則といたしまして、施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第13号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村田委員長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

議案第14号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

ただ今御上程いただきました議案第14号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。

本案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき委嘱している寝屋川市スポーツ推進委員について、平成28年3月31日をもって任期満了のため、新たに委嘱するものでございます。

内容につきましては、50ページの被委嘱者名簿の記載のとおりでございまして、委嘱人数33名のうち、再任が25名、新たに委嘱する人数は8名でございます。委嘱期間につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。

なお、今回35名の委嘱をお願いする予定でございましたが、急きょ、辞退者が2名出たため、被委嘱者が33名となっております。本日、本案の御議決をいただきましたら、今後入選を行い、改めて2名の委嘱をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○村田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですのでお諮りします。

議案第14号、寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱についてを、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御異議なしと認めます。

よって本案は原案どおり議決いたします。

次に、議案書51ページ、議案第15号、府費負担職員の懲戒処分に係る内申についてを議題といたします。

なお、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思いますが、非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

御同意いただきましたので、教育委員会会議規則第7条の規定により非公開といたします。

恐れ入りますけれども、関係者以外の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(関係者以外入室)

○村田委員長

大変お待たせいたしました。

議案第15号、府費負担職員の懲戒処分に係る内申については、原案どおり議決いたしました。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

ほかに事務局より報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会３月定例会を終了させていただきます。